

所得税(国税)の確定申告

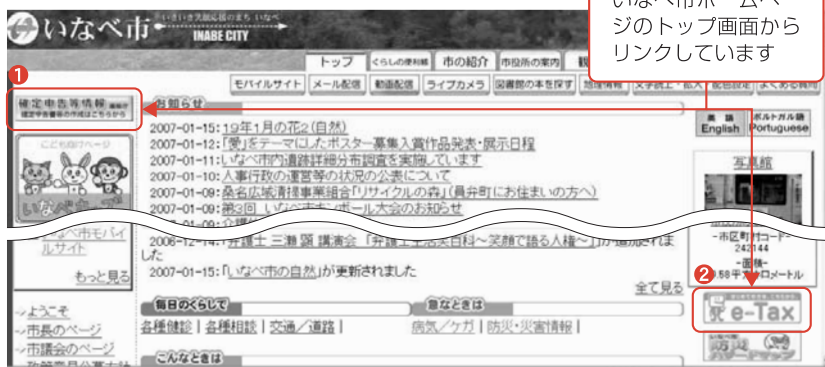
所得税の確定申告が必要な方

- ①事業所得や不動産所得などがある方で、平成18年中の所得金額の合計額から配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を差し引いて計算した税額が、配当控除と定率減税額との合計額より多い方
- ②給与所得者で、次のいずれかに該当する方
 - ▶平成18年中の給与収入が2,000万円を超える方
 - ▶給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
 - ▶2カ所以上から給与の支払いを受けた方で、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得との合計額が20万円を超える方
- ③平成18年中に土地・建物・株式・ゴルフ会員権などの資産について、売却・交換・取用・財産分与などがあった方

ホームページ上で所得税の計算ができます

確定申告書は、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)「確定申告書作成コーナー」に掲載されており、ホームページ上で計算して印刷ができます。作成した確定申告書は、必要な書類を添付すればそのまま税務署へ提出できます。

また、国税電子申告・納税システム「e-Tax」(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)もぜひご利用ください。



市民税・県民税(住民税)の申告

申告書は員弁庁舎課税課および各庁舎総合窓口課に用意してあります。

市民税・県民税の申告が必要な方

- ①平成19年1月1日現在、いなべ市に住所があり、平成18年中に所得(平成18年1月1日～12月31日の所得)があった方で次のいずれかに該当する方は、市民税・県民税の申告が必要となります。
 - ▶事業所得(営業・農業など)、不動産所得(賃貸・貸地、駐車場など)、配当所得などの給与所得以外の所得があった方
 - ▶給与所得者で勤務先からいなべ市へ給与支払報告書が提出されなかった方(昨年中に退職した方、日雇い、パートなどを含みます)
 - ▶給与所得者で給与以外の所得があった方
- ※所得税(国税)は給与以外の所得が20万円以下の場合、確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税の申告は必要です。

- ②前年中に収入がなかった方で次のいずれかに該当する方は、市民税・県民税申告書裏面の該当箇所にも記入して提出してください。
 - ▶福祉医療・児童(扶養)手当などの助成などのため、所得がない旨の証明書の発行を必要とする方
 - ▶賦課資料として必要なため、いなべ市から申告書が送付された方



所得控除を受ける為に必要なもの

- 社会保険料控除
平成18年中に支払った国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料等の金額がわかる書類(国民年金保険料等については、その支払いを証する書類)
- 生命保険料控除・損害保険料控除
生命保険・損害保険会社などから発行された控除証明書
- 配偶者特別控除、扶養控除
配偶者または、扶養親族に所得がある場合は、その所得を確認できるもの
- 障害者控除
身体障害者手帳、医療手帳、精神障害者保健福祉手帳など

- 医療費控除(平成18年中に支払った医療費などの合計が10万円以上または合計所得金額の5%を超える場合)
 - ▶医療費・介護費などの領収書
 - ▶補てん金(出産一時金・高額療養費など)がある場合はその金額がわかるもの
- ※医療費控除を受けるには、「医療費の明細書」を作成し申告書と一緒に提出する必要があります。「医療費の明細書」は、員弁庁舎課税課または、各庁舎総合窓口課に備え付けてありますのでご利用ください。独自の書式でも結構です。

